

者等へ指導を実施することで、地域と協働してごみ集積場の清潔保持を図る。

- ・ 行政区に対してごみ集積場維持管理交付金やごみ集積場整備費補助金を交付し、活動を支援する。また、行政区等からの希望があった場合には、必要に応じてカラスネットなどの必要資材を支給する。

## ② 地域住民等による地域環境の保全及び美化の推進

ア 地域住民や事業者による地区大掃除やアダプトプログラム等の実施

- ・ 地域住民や事業者等が自主的に地区大掃除やクリーンアップ活動、アダプトプログラムへ積極的に参加し、市は活動の啓発やごみ袋などの物資の提供、ごみの収集を行うことで、協働して地域環境の保全及び美化を推進する。
- ・ 「ごみ散乱防止市民行動の日」等において美化活動を行い、幅広い世代に参加していただくことで、多くの地域住民に対し地域環境の保全及び美化の意識啓発をする。また、地域美化活動に特に尽力した団体等へ感謝状贈呈を行う。

イ 路上喫煙禁止区域の指定

- ・ 現在指定している路上喫煙禁止区域について、路上シートや看板等での啓発、及び定期的な巡回による経過観察を行う。

## 9 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

### ① 一般廃棄物収集運搬業の取扱い

一般廃棄物は、自区内処理が原則となっているところ、本市で発生する一般廃棄物は、既存の収集運搬許可業者で十分に収集運搬を行うことが可能であることから、新規許可は出さない。ただし下記の場合においてはこの限りではない。

- ・ 岩倉市内で発生した一般廃棄物を、小牧岩倉衛生組合の処理施設で積み下ろす場合
- ・ 本市以外で発生した一般廃棄物を **本市にある民間の一般廃棄物処理施設、または**資源有効利用促進法、その他リサイクル法等で規定する指定取引場所で積み下ろす場合
- ・ 本市で発生した一般廃棄物を、本市以外にある民間の一般廃棄物処理施設で処理する方が適当であると認める場合